

第5章 空き家等対策の実施体制

1 鹿児島市空き家等対策連絡調整会議

(1) 設置の目的

空き家等対策に係る総合的な施策の検討や施策の実施等に関し、関係部局における連携した対応や実効性のある措置を図るため、鹿児島市空き家等対策連絡調整会議を設置するものです。

この会議は、特定空家等に対する勧告、命令などの措置を行う際の諮問機関としての役割のほか、市の空き家等対策計画の進行管理や見直し及び空き家等対策の各種施策の検討や実施を行います。

(2) 委員の構成

建築部長を座長とし、12名の委員で構成しています。

委員：建築部長、建築指導課長、資産税課長、安心安全課長、
市民相談センター所長、環境衛生課長、廃棄物指導課長、
建設管理部管理課長、都市景観課長、道路管理課長、
消防局予防課長、教育委員会青少年課長

(3) 設置時期

平成25年3月29日

(4) 進行管理の考え方

本計画の実現化に向けて、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルの考え方で、進行管理を行っていきます。

【進行管理図】



2 空き家等に関する相談対応

周辺住民等からの適正管理に関する相談に迅速かつ適切に対応するため、相談内容に応じて、各担当課において、相談を受け付けます。

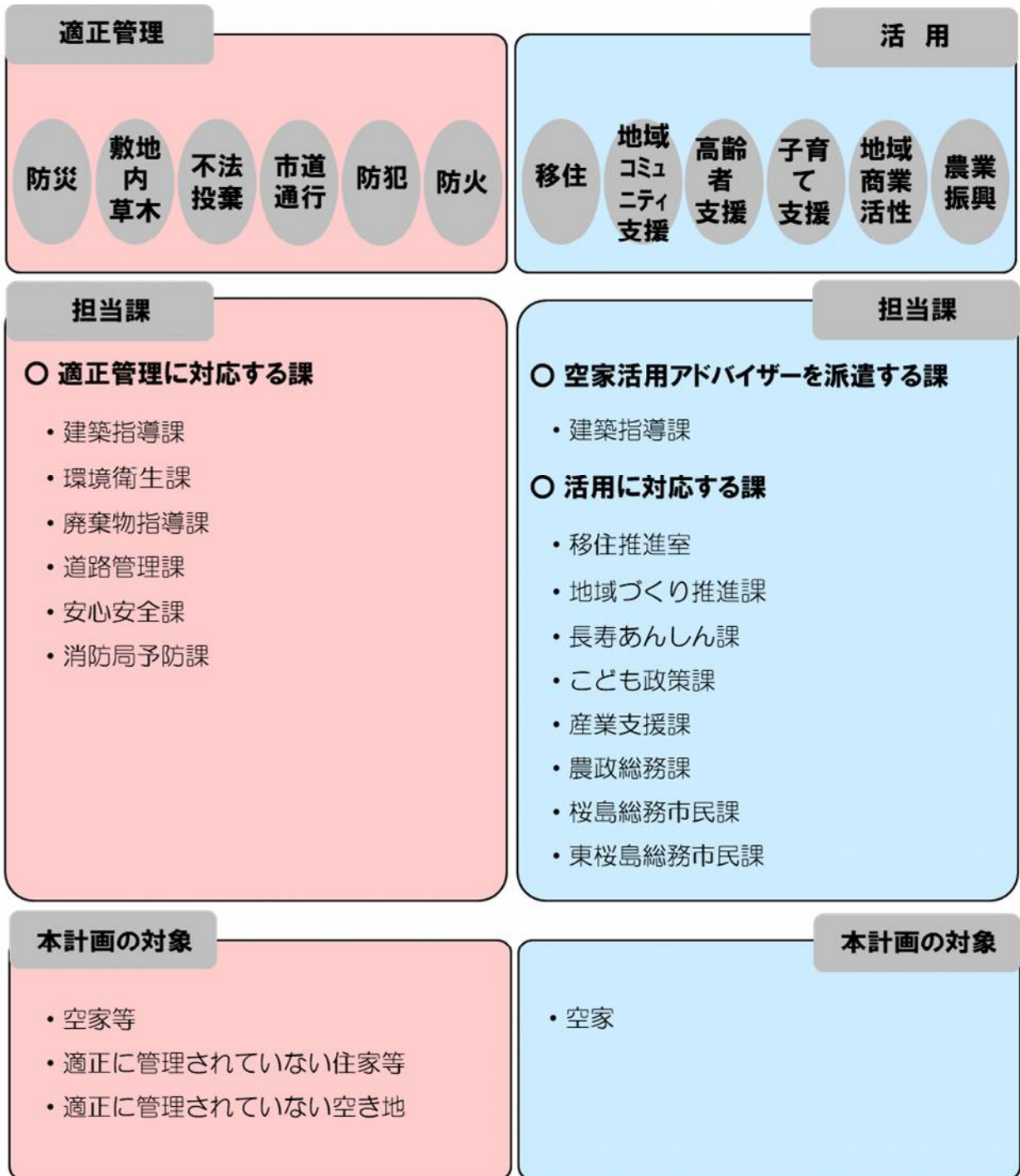
また、所有者等からの活用に関する相談に対しては、空家活用アドバイザーを派遣するとともに、活用したい分野毎に相談を受け付けます。

【相談担当課と相談内容】

分野	担当課	相談内容	連絡先
適正管理	建築指導課	空家等・住家等の防災に関すること	099-216-1358
	環境衛生課	敷地内草木等に関すること	099-216-1300
	廃棄物指導課	不法投棄に関すること	099-216-1289
	道路管理課	市道通行上の支障等に関すること	099-216-1355
	安心安全課	防犯に関すること	099-216-1209
	消防局予防課	防火に関すること	099-222-0970
活用	建築指導課	空家活用アドバイザーの派遣	099-216-1358
	移住推進室	移住に関連して空家を活用	099-803-3074
	地域づくり推進課	地域コミュニティ支援に関連して空家を活用	099-216-1214
	長寿あんしん課	高齢者支援に関連して空家を活用	099-216-1147
	こども政策課	子育て支援に関連して空家を活用	099-216-1259
	産業支援課	地域商業の活性化に関連して空家を活用	099-216-1322
	農政総務課	農業振興に関連して空家を活用	099-216-1334
	桜島総務市民課 東桜島総務市民課	桜島地域の使用可能な空き家に関すること	099-293-2346 099-221-2111
その他	市民相談センター (※)	一般相談・法律相談（相続問題等の民事上の相談）に関すること	099-216-1205

(※) 司法書士、土地家屋調査士、行政書士、不動産鑑定士、税理士、建築士による相談日あり。

3 空き家等対策に関する実施体制



4 外部の関係団体との連携

(1) 金融機関との連携

空家等対策事業の推進に関して「鹿児島銀行」、「南日本銀行」、「鹿児島信用金庫」と提携することで、本市の実施する空家等対策事業（空家リフォーム補助、危険空家解体工事補助）の利用者に対し、ローンを融資する場合、金利の優遇を行います。

【提携開始日】

鹿児島銀行 平成27年6月30日

南日本銀行 平成28年4月1日

鹿児島信用金庫 平成28年5月2日

(2) 公益社団法人 鹿児島市シルバー人材センターとの連携

空家等の適正管理の推進に関して「鹿児島市シルバー人材センター」と提携することで、空家等の管理方法等についての無料相談や、所有者等との契約に基づく空家等の見回り、敷地内の草刈り、樹木の伐採などを行います。

【提携開始日】

平成29年2月23日

(3) 一般社団法人 鹿児島県ビルメンテナンス協会との連携

空家等の適正管理の推進に関して「鹿児島県ビルメンテナンス協会」と提携することで、空家等の管理方法等についての無料相談や、所有者等との契約に基づく空家等のハウスクリーニング、害虫駆除・防除、粗大ごみ等の処分などを行います。

【提携開始日】

平成29年8月1日

(4) 全国空き家対策推進協議会との連携

空き家等対策に取り組む地方公共団体や関係団体等が情報共有・展開・対応策検討等を行う目的で平成29年8月に設立された「全国空き家対策推進協議会」に参加し、本協議会を通じて得られた情報等を活用し、空き家等対策に取り組みます。